

防衛省訓令第10号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定を実施するため、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月29日

防衛大臣 北澤 俊美

防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和  
機器稼働事業に関する補助金交付要綱

改正 平成23年3月31日省訓第14号

平成24年7月5日省訓第25号

平成26年9月30日省訓第55号

平成27年12月25日省訓第60号

平成30年3月30日省訓第26号

平成31年4月26日省訓第23号

令和2年12月28日省訓第67号

防衛施設周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第93号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 防衛施設周辺告示前住宅防音事業に係る補助金の交付等（第3条－第15条）

第3章 防衛施設周辺特定住宅防音事業及び防衛施設周辺告示後住宅防音事業に係る各補助金の交付等（第16条）

第4章 空気調和機器稼働事業に係る補助金の交付等（第17条－第25条）

第5章 雑則（第26条）

## 附則

第1章 総則

（通則）

第1条 防衛施設周辺告示前住宅防音事業、防衛施設周

辺特定住宅防音事業、防衛施設周辺告示後住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金の交付に関しては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「交付規則」という。）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「交付事務取扱規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防音工事 住宅に遮音、吸音及び空気調和の機能を付加する工事をいう。

- (2) 機能復旧工事 防音工事により設置した空気調和機器又は防音建具の機能を復旧する工事をいう。
- (3) 空気調和機器 換気設備、暖房機、冷暖房機及び冷房機をいう。
- (4) 防衛施設周辺告示前住宅防音事業 第一種区域（法第4条の規定に基づき防衛大臣が指定した区域をいう。以下同じ。）の指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について法第2条第1項に規定する自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するために必要な防音工事及び機能復旧工事を行う住宅の所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）に対する助成の措置を行う事業をいう。
- (5) 防衛施設周辺特定住宅防音事業 第一種区域に所在する住宅（第一種区域の指定の際現に所在する住宅を除く。）のうち、別に定める区域及び期日に現

に所在するもの（次号において「特定住宅」という。）について防音工事及び機能復旧工事を行う所有者等に対する助成の措置を行う事業をいう。

(6) 防衛施設周辺告示後住宅防音事業 第一種区域に所在する住宅（第一種区域の指定の際現に所在する住宅及び特定住宅を除く。）及び第一種区域以外の区域であって第一種区域と同等の障害があると認められる区域に所在する住宅のうち、別に定める区域及び期日に現に所在するものについて防音工事及び機能復旧工事を行う所有者等に対する助成の措置を行う事業をいう。

(7) 空気調和機器稼働事業 防衛施設周辺告示前住宅防音事業、防衛施設周辺特定住宅防音事業又は防衛施設周辺告示後住宅防音事業に係る防音工事及び機能復旧工事を実施した住宅に居住する者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）が行う防音工事により設置された空気調和機器（暖房機を除く。）を稼働させ、又は稼働し得るよう維持するための措置に対する当該被保護者等への助成の措置を行う事業をいう。

(8) 事業 補助事業者等への助成の措置を行う事業をいう。

(9) 補助事業者等 補助金の交付の対象となる事業を行う所有者等（被保護者等を含む。）をいう。

## 第2章 防衛施設周辺告示前住宅防音事業に係る

### 補助金の交付等

（補助金の交付）

第3条 法第4条に規定する助成の措置は、防衛施設周辺告示前住宅防音事業に係る防音工事及び機能復旧工事（以下この章において「住宅防音工事」という。）を行う補助事業者等に対する補助金の交付により行う。

2 前項に規定する補助金の交付に関する事務は、地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）が行うものとする。

（補助金の交付の対象とする経費）

第4条 前条第1項に規定する補助金の交付の対象とする経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事費 住宅防音工事に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、各種工事負担金及び工事雑費

(2) 設計監理費 住宅防音工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）の作成及び住宅防音工事の監理のために必要な経費

2 前項各号に規定する経費（工事費（同項第1号の工事費をいう。以下この項及び第11条第1号において同じ。）にあつては住宅防音工事に係る機能復旧工事の工事費を除く。）の限度額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1) 住宅防音工事に係る防音工事の工事費 別に定める額

(2) 設計監理費 住宅防音工事に係る防音工事にあつては別に定める額、住宅防音工事に係る機能復旧工事にあつては工事費に100分の6を乗じて得た額  
(住宅防音工事の内容)

第5条 住宅防音工事の標準仕方は、地方協力局長が別に定めるところによる。

(補助の額)

第6条 住宅防音工事に係る防音工事の補助の額は、当該防音工事に係る第4条第1項各号に規定する経費の合算額に10分の10を乗じて得た額とする。

2 住宅防音工事に係る機能復旧工事の補助の額は、当該機能復旧工事に係る第4条第1項各号に規定する経費の合算額に、空気調和機器の機能復旧工事にあつては10分の9（空気調和機器の機能復旧工事を行う補助事業者等が被保護者等である場合は、10分の10）を、防音建具の機能復旧工事にあつては10分の1



0 を乗じて得た額とする。

(住宅防音工事希望届の提出)

第7条 地方防衛局長は、住宅防音工事に係る希望者（以下「工事希望者」という。）を把握し、及び工事希望者に対して住宅防音事業補助金交付申込書（以下「交付申込書」という。）を配布するため、工事希望者から別記第1号様式による住宅防音工事希望届を提出させるものとする。

(交付申込書の配布及び提出)

第8条 地方防衛局長は、防衛施設周辺告示前住宅防音事業（以下この章において単に「住宅防音事業」という。）に係る補助金の交付の対象として適正であるかどうかにつき審査するため、工事希望者に対して交付申込書を配布し、添付書類とともにこれを提出させ、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 前項に規定する交付申込書の様式及び添付書類は、次の表の住宅防音工事の種別に応じ、同表の定めるところによる。この場合において、添付書類は、交付申

申込書の提出前3月以内に作成されたものとし、交付申込書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、変更事項が確認できる書類を添えて速やかに報告させるものとする。

住宅防音工事 の種別	申込書の様式	添付書類
防音工事	別記第2号様式	登記事項証明書又は家屋所在証明書
		住民票（やむを得ない事情により住民票を提出できない場合には、これに代わるものとして自治会長等が証する書類）

運転免許証、健康  
保険の被保険者証  
、出入国管理及び  
難民認定法（昭和  
26年政令第31  
9号）第19条の  
3に規定する在留  
カード、日本国と  
の平和条約に基づ  
き日本の国籍を離  
脱した者等の出入  
国管理に関する特  
例法（平成3年法  
律第71号）第7  
条第1項に規定す  
る特別永住者証明  
書その他法律又は

		<p>これに基づく命令の規定により交付された書類であつて、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの（以下、「運転免許証等」という。）の写し</p>
<p>空気調和機器機能復旧工事</p>	<p>別記第3号様式</p>	<p>登記事項証明書又は家屋所在証明書</p> <p>運転免許証等の写し</p> <p>工事希望者が被保</p>

		<p>護者等である場合には、それを証する書類（別記第4号様式又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉に関する事務所の長が定める様式等による工事希望者が被保護者等であることを証明する書類）</p>
<p>防音建具機能復旧工事</p>	<p>別記第5号様式</p>	<p>登記事項証明書又は家屋所在証明書</p> <p>運転免許証等の写</p>

		し
--	--	---

3 前項前段の規定にかかわらず、地方防衛局長は、交付申込書の提出を受ける際又は必要に応じて行われる現地調査の際に、運転免許証等又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下、「個人番号カード」という。）により、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認できる場合は、運転免許証等の写しの添付を省略させることができる。

（内定の通知の様式）

第9条 地方防衛局長は、防衛大臣から住宅防音事業に係る補助金の交付について指示を受けたときは、交付事務取扱規則第4条第1項の規定により、当該年度において、当該補助金を交付することに内定した旨を直ちに工事希望者に通知するものとする。

2 前項に規定する内定の通知の様式は、次の各号に掲

げる住宅防音工事の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 防音工事 別記第6号様式

(2) 空気調和機器機能復旧工事 別記第7号様式

(3) 防音建具機能復旧工事 別記第8号様式

(補助金等交付申請書の様式等)

第10条 地方防衛局長は、住宅防音事業に係る補助金の交付の申請をしようとする者から交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書を別記第9号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第10号様式）による補助金交付申請書により提出させるものとし、同項に規定する添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 別記第11号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第12号様式）による事業の内容及び経費配分書

(2) 別記第13号様式による世帯人員報告書

(軽微な変更)

第 1 1 条 交付規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する地方  
防衛局長の承認を要しない軽微な変更は、次の各号に  
掲げる以外の変更とする。

- (1) 工事費（工事雑費を除く。）から工事雑費又は設計監理費（第 4 条第 1 項第 2 号の設計監理費をいう。）への流用
- (2) 住宅防音工事を行う居室、居室の数又は面積の変更
- (3) 金属製建具の材料又は気密機構の変更
- (4) 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 3 号に規定する建築設備をいう。）の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量の変更
- (5) 音響の防止の効果を減ずるおそれのある工法又は材料の変更
- (6) 住宅防音工事の完了予定期日の 1 月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期



(補助事業等計画変更承認申請書の様式)

第12条 地方防衛局長は、補助事業者等が前条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、補助事業者等から交付規則第4条第1項第1号に規定する補助事業等計画変更承認申請書を別記第14号様式(国庫債務負担行為に係る事業の場合にあつては、別記第15号様式)による補助事業等計画変更承認申請書により提出させるものとする。

(遂行困難な場合の報告)

第13条 地方防衛局長は、補助事業者等が住宅防音事業を遂行することが困難となった場合には、交付規則第4条第1項第3号の規定により、補助事業者等から住宅防音工事の遂行が困難となった理由及び住宅防音工事の遂行状況を記載した書類を速やかに提出させるものとする。

(状況報告)

第14条 地方防衛局長は、補助事業者等が住宅防音事業に着手したときは、補助事業者等から交付規則第6

条に規定する補助事業等着手報告書又は補助事業等遂行状況報告書を提出させるものとし、各報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第16号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあつては、別記第17号様式）	住宅防音工事の着手後7日以内
補助事業等遂行状況報告書	別記第18号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合	住宅防音工事の着手後毎会計年度12月31日現在の遂行状況を翌月14日まで

	合にあつては 、別記第19 号様式)	
--	--------------------------	--

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める報告書の提出は要しない。

(1) 住宅防音工事の着手後7日以内に住宅防音工事が完了する場合 補助事業等着手報告書

(2) 住宅防音工事の着手後3月以内に住宅防音工事が完了する場合 補助事業等遂行状況報告書

(3) 住宅防音工事の着手後1月以内に当該年度12月31日になる場合 補助事業等遂行状況報告書

(補助事業等実績報告書の様式等)

第15条 地方防衛局長は、補助事業者等が住宅防音事業を完了させたとき（住宅防音事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業者等から交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書を提出させるものとする。

2 前項に規定する補助事業等実績報告書の様式及び交付規則第7条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、同表の定めるところによる。

区 分	補助事業等 実績報告書 の様式	添付書類
住宅防音事業が完了した場合（住宅防音事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）	別記第20号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第21号様式）	別記第22号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第23号様式）による収支精算書

		別記第24号様式による世帯人員報告書
補助金の交付決定が行われた会計年度内に当該交付決定の対象となった住宅防音事業が完了しない場合	別記第25号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第26号様式）	別記第27号様式による年度末収支状況調書

第3章 防衛施設周辺特定住宅防音事業及び防衛施設周辺告示後住宅防音事業に係る各補助金の交付等

(補助金の交付等)

第16条 防衛施設周辺特定住宅防音事業及び防衛施設周辺告示後住宅防音事業における各補助金の交付の事務は、それぞれ前章の規定を準用する。

2 前項に規定する各補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

#### 第4章 空気調和機器稼働事業に係る補助金の交付等

(補助金の交付)

第17条 地方防衛局長は、空気調和機器稼働事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において補助事業者等である被保護者等に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象とする経費)

第18条 前条に規定する補助金の交付の対象とする経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 稼働費 空気調和機器の設置に伴い増加した電気

の基本料金及び次に掲げる地域ごとにそれぞれ掲げる期間の電力量料金

ア 東北地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の地域をいう。以下同じ。）

毎年7月1日から8月31日まで

イ 北海道の地域、東北地域及び沖縄県の地域以外の地域 毎年6月1日から9月30日まで

ウ 沖縄県の地域 毎年5月1日から11月30日まで

(2) 地方事務費 事業の実施に附帯して必要な事務費（補助の額）

第19条 空気調和機器稼働事業に係る補助の額は、稼働費及び地方事務費ごとに、それぞれ別に定める額とする。

（空気調和機器稼働事業補助金交付申込書の提出）

第20条 地方防衛局長は、空気調和機器稼働事業に係る希望者（以下「交付希望者」という。）を把握するとともに、補助金の交付の対象として適正であるかど

うかにつき審査するため、交付希望者から別記第28号様式による空気調和機器稼働事業補助金交付申込書（以下「稼働事業補助金交付申込書」という。）を提出させるものとする。

2 稼働事業補助金交付申込書には、交付希望者が被保護者等であることを証明する書類を添付させるものとする。

3 稼働事業補助金交付申込書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、変更事項が確認できる書類を添えて速やかに報告させるものとする。

（内定の通知の様式）

第21条 地方防衛局長は、防衛大臣から空気調和機器稼働事業に係る補助金の交付について指示を受けたときは、交付事務取扱規則第4条第1項の規定により、当該年度において、当該補助金を交付することに内定した旨を別記第29号様式による空気調和機器稼働事業補助金交付内定通知書により直ちに交付希望者に通知するものとする。



(補助金等交付申請書の様式等)

第22条 地方防衛局長は、空気調和機器稼働事業に係る補助金の交付の申請をしようとする者から交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書を別記第30号様式による補助金交付申請書（以下「稼働事業補助金交付申請書」という。）により提出させるものとし、同項に規定する添付書類は、別記第31号様式による事業の内容及び経費配分書とする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第23条 地方防衛局長は、補助事業者等が空気調和機器稼働事業を完了させたとき（空気調和機器稼働事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業者等から交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書を提出させるものとする。

2 前項に規定する補助事業等実績報告書（以下「稼働事業補助金実績報告書」という。）の様式は、別記第32号様式とし、交付規則第7条に規定する添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 事業の対象期間内の各月の電気料金領収書又は電力会社が発行する支払証明書
- (2) 事業の対象期間において補助事業者等が被保護者等であったことを証明する書類  
(事業が完了している場合の様式等)

第24条 前2条の規定にかかわらず、交付を受けようとする補助金に係る事業が完了している場合における稼働事業補助金交付申請書及び稼働事業補助金実績報告書の様式は、別記第33号様式とし、この場合における交付規則第3条第1項及び第7条に規定する添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 別記第34号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 事業の対象期間内の各月の電気料金領収書又は電力会社が発行する支払証明書
- (3) 事業の対象期間において補助事業者等が被保護者等であったことを証明する書類  
(交付決定及び確定の通知)

第 2 5 条 地方防衛局長は、稼働事業補助金交付申請書及び稼働事業補助金実績報告書の提出を受けたときは、交付事務取扱規則第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、遅滞なく、これを審査し、必要に応じて現地調査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。以下この項において同じ。）が置かれているときは地方防衛支局の長を経由して、別記第 3 5 号様式による空気調和機器稼働事業補助金交付決定通知書（金額確定通知書）により補助事業者等である被保護者等に通知するものとする。

2 前項の空気調和機器稼働事業補助金交付決定通知書（金額確定通知書）には、別記第 3 6 号様式による事業の内容及び経費配分書を添付するものとする。

## 第 5 章 雑則

（委任規定）

第 2 6 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協

力局長が定める。

## 附 則

- 1 この訓令は、平成22年3月29日から施行する。  
ただし、第2条第7号及び第4章の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者に係る部分に限る。）は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 防衛施設周辺特定住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第104号）、嘉手納飛行場周辺告示後住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第115号）、空気調和機器稼働費補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第122号）及び防衛施設周辺告示後住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第123号）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、現に改正前の防衛施設周辺住宅防音事業補助金交付要綱及び前項の規定により廃止する訓令の規定に基づき実施されたものについては、

改正後の防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱の相当する規定により措置されたものとみなす。

- 4 防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「空気調和機器稼働費補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第122号）及び防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第126号）」を「防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第126号）及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）（第2条第7号及び第4章の規定に限る。次条において同じ。）」に改める。

第4条第1項中「空気調和機器稼働費補助金交付要綱及び防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱」を「防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱及び防衛

施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱」に改める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にされた交付の申請に係る演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第2条に規定する補助金の交付及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第3条に規定する補助金の交付については、なお従前の例による。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の規定による改正後の次に掲げる訓令の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者

をいう。)が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号。以下「改正法」という。)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。)に規定する外国人登録証明書は在留カード(入管法第19条の3に規定する在留カードをいう。次項において同じ。)とみなし、特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号。以下「特例法」という。)に定める特別永住者をいう。)が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書(特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。次項において同じ。)とみなす。

(1) 演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第5条の

3第2項

(2) 防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和  
機器稼働事業に関する補助金交付要綱第8条第3項

- 3 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第2条第7号の規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第2項の規定により支援給付を受け



ている者は、改正法による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている者とみなす。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の次に掲げる訓令の規定の適用については、住民基本台帳カード（この訓令の施行の日の前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以

下この項において「番号利用法整備法」という。)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。)第30条の4第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。)は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失うまでの間は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

(1) 演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第5条の3第2項

(2) 防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第8条第3項

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する

附 則

- 1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年12月28日防衛省訓令第67号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）（略）

（2）第4条、第8条、第51条、第67条（演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱別記第3号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）及び第80条（防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第29号様式及び別記第35号様式の改正

規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）の

規定 令和3年4月1日

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

住宅防音工事希望届

- 防音工事
- 空気調和機器機能復旧工事
- 防音建具機能復旧工事 を希望します。

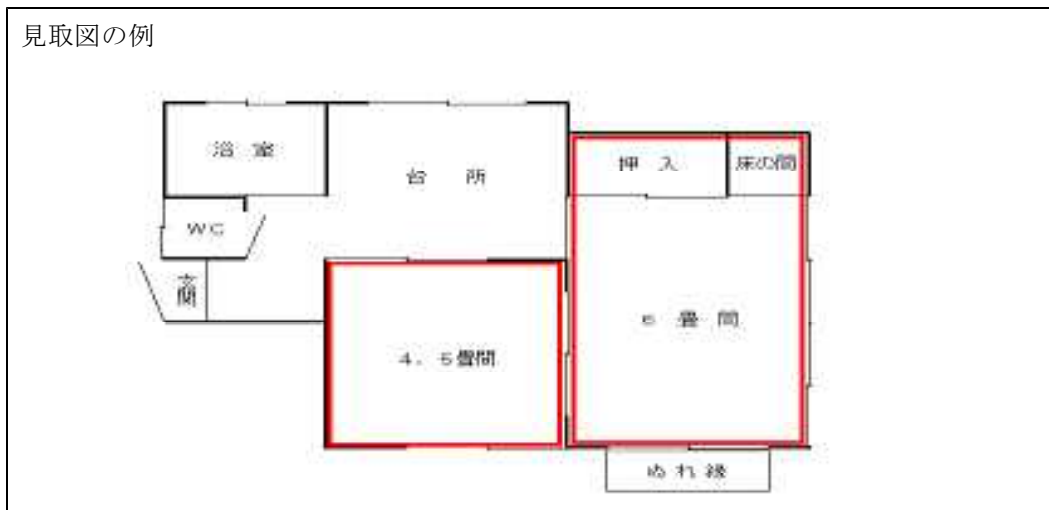
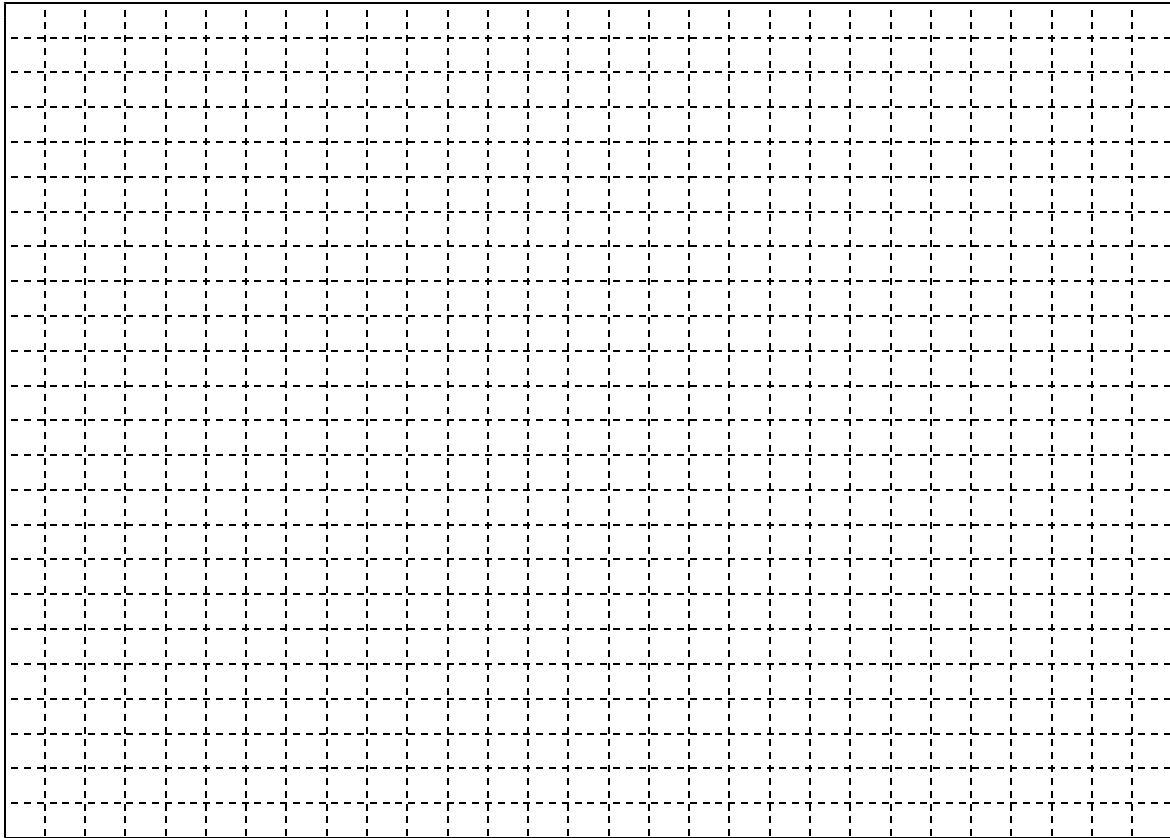
(フリガナ) 工事希望者の氏名	( )	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。  (はい・いいえ)
工事希望者の住所	〒 -  { 工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 }  〒 -	
連絡先	Tel ( )	
建築年月	年 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月	



住 宅 見 取 図

（防音工事実施予定居室は赤線で囲む。）

氏 名



住宅の建て替え状況

1 建て替え前の住宅（従前の住宅）

- (1) 建物所在地：
- (2) 建物所有者：
- (3) 建物名称：
- (4) 建築年月日：
- (5) 滅失年月日（又は滅失予定年月日）：
- (6) 全体の戸数： 戸
- (7) 防音工事実施済戸数： 戸

【実施済戸番】

2 建て替えた（建て替える）住宅（建替住宅）

- (1) 建物所在地：
- (2) 建物所有者：
- (3) 建物名称：
- (4) 建築年月日：
- (5) 全体の戸数： 戸
- (6) 建替住宅の防音工事全対象戸数： 戸【1の(6)】

【全対象戸番】

- (7) 建替住宅の防音工事実施済戸数： 戸

【実施済戸番】

- (8) 今回防音工事実施戸数： 戸

【今回実施戸番】

- (9) 今後防音工事対象戸数： 戸【2の(6)－(7)－(8)】

【今後対象戸番】

3 従前の住宅を建て替えた（建て替える）理由

添付書類：

注：記載内容等を確認するために必要な次の書類を添付してください。

- ア 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは、地域の実情に精通している自治会長等が証する書類）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- ウ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類



防衛局長 殿  
東海防衛支局長

工事希望者 住所 (電話)  
氏名

航空機騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

- 1 住宅の所在地：
- 2 住宅に係る工事希望者の権利の種類（該当するものを○で囲む。）  
所有権 賃借権 その他（ ）
- 3 工事希望者以外の所有者等の空気調和機器機能復旧工事に係る承諾（工事希望者が所有権を有する場合には、(1)は記入不要。また、工事希望者が借家人である場合には、(2)は記入不要）  
(1) 住宅の所有者：当該住宅の空気調和機器機能復旧工事の施工を承諾します。  
令和 年 月 日  
住所：  
氏名：  
(2) 借 家 人：当該住宅の空気調和機器機能復旧工事の施工を承諾します。  
令和 年 月 日  
住所：  
氏名：
- 4 工事希望者その他の所有者等が、運転免許証等又は個人番号カードの提示により本人であることの確認を希望する場合のその確認の希望時期  
(1) 工事希望者の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 交付申込書提出時 ・ 現地調査時  
(2) その他の所有者等の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 交付申込書提出時 ・ 現地調査時
- 5 空気調和機器機能復旧工事実施予定居室数及び予定機器

空気調和機器機能復旧工事実施予定居室数	空気調和機器機能復旧工事対象予定空調機器		機器設置年度	機器の状況
	機器種別	台数		
室		台		

- 6 機能復旧工事を希望する空気調和機器を設置した防音工事の補助金交付決定年月日

補助金交付決定年月日

- 7 住宅の見取図：別紙第1のとおり（機能復旧工事を希望する空気調和機器の設置場所を記入）
- 8 住宅の建て替え状況：別紙第2のとおり（住宅を建て替えていない場合には、記入不要）

添付書類

- (1) 登記事項証明書又は家屋所在証明書
- (2) 運転免許証等の写し（4に該当する場合は除く。）
- (3) 工事希望者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）であることを証明する書類（工事希望者が被保護者等である場合に限り添付）

※ 以下の欄は記入しないでください。  
 ア 工事希望者の本人確認：運転免許証 健康保険証 その他の免許証等（ ）  
 イ その他の所有者等の本人確認：運転免許証 健康保険証 その他の免許証等（ ）

確認者：



住宅の建て替え状況

1 建て替え前の住宅（従前の住宅）

- (1) 建物所在地：
- (2) 建物所有者：
- (3) 建物名称：
- (4) 建築年月日：
- (5) 滅失年月日：
- (6) 全体の戸数：           戸
- (7) 防音工事実施済戸数：           戸

【実施済戸番】

--

2 建て替えた住宅（建替住宅）

- (1) 建物所在地：
- (2) 建物所有者：
- (3) 建物名称：
- (4) 建築年月日：
- (5) 全体の戸数：           戸
- (6) 建替住宅の防音工事実施済戸数：   戸

【実施済戸番】

--

- (7) 建替住宅の空気調和機器機能復旧工事実施済戸数：   戸

【実施済戸番】

--

- (8) 今回空気調和機器機能復旧工事実施戸数：   戸

【今回実施戸番】

--

3 従前の住宅を建て替えた理由

添付書類：

注：記載内容等を確認するために必要な次の書類を添付してください。

- ア 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは、地域の実情に精通している自治会長等が証する書類）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- ウ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類

# 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者であることを証明します。

令和 年 月 日

福祉事務所長

担当者名：

連絡先：

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

工事希望者 住所 (電話)  
氏 名

航空機騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

- 1 住宅の所在地：
- 2 住宅に係る工事希望者の権利の種類（該当するものを○で囲む。）  
 所有権 賃借権 その他（ ）
- 3 工事希望者以外の所有者等の防音建具機能復旧工事に係る承諾（工事希望者が所有権を有する場合には、(1)は記入不要。また、工事希望者が借家人である場合には、(2)は記入不要）  
 (1) 住宅の所有者：当該住宅の防音建具機能復旧工事の施工を承諾します。  
     令和 年 月 日  
     住所：  
     氏名：  
 (2) 借 家 人：当該住宅の防音建具機能復旧工事の施工を承諾します。  
     令和 年 月 日  
     住所：  
     氏名：
- 4 工事希望者その他の所有者等が、運転免許証等又は個人番号カードの提示により本人であることの確認を希望する場合のその確認の希望時期  
 (1) 工事希望者の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 交付申込書提出時 ・ 現地調査時  
 (2) その他の所有者等の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 交付申込書提出時 ・ 現地調査時

5 防音建具機能復旧工事実施予定居室数及び予定窓数

防音建具機能復旧工事実施予定居室数	防音建具機能復旧工事実施予定窓数	建具の状況
室	窓	

6 機能復旧工事を希望する防音建具を設置した防音工事の補助金交付決定年月日

補助金交付決定年月日

- 7 住宅の見取図：別紙第1のとおり（機能復旧工事を希望する防音建具の位置を記入）
- 8 住宅の建て替え状況：別紙第2のとおり（住宅を建て替えていない場合には、記入不要）

添付書類

- (1) 登記事項証明書又は家屋所在証明書
- (2) 運転免許証等の写し（4に該当する場合は除く。）

※ 以下の欄は記入しないでください。  
 ア 工事希望者の本人確認： 運転免許証 健康保険証 その他の免許証等（ ）  
 イ その他の所有者等の本人確認： 運転免許証 健康保険証 その他の免許証等（ ）

確認者：



住宅の建て替え状況

1 建て替え前の住宅（従前の住宅）

- (1) 建物所在地：
- (2) 建物所有者：
- (3) 建物名称：
- (4) 建築年月日：
- (5) 滅失年月日：
- (6) 全体の戸数：           戸
- (7) 防音工事実施済戸数：           戸

【実施済戸番】

--

2 建て替えた住宅（建替住宅）

- (1) 建物所在地：
- (2) 建物所有者：
- (3) 建物名称：
- (4) 建築年月日：
- (5) 全体の戸数：           戸
- (6) 建替住宅の防音工事実施済戸数：   戸

【実施済戸番】

--

- (7) 建替住宅の防音建具機能復旧工事実施済戸数：   戸

【実施済戸番】

--

- (8) 今回防音建具機能復旧工事実施戸数：   戸

【今回実施戸番】

--

3 従前の住宅を建て替えた理由

添付書類：

注：記載内容等を確認するために必要な次の書類を添付してください。

- ア 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは、地域の実情に精通している自治会長等が証する書類）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- ウ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類

別記第6号様式（第9条関係）

住宅防音事業補助金交付内定通知書

文 書 番 号

令和 年 月 日

殿

防衛局長

東海防衛支局長

令和 年 月 日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて、下記のとおり、令和 年度住宅防音事業（防音工事）として補助金を交付することに内定したので通知します。

つきましては、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書を令和 年 月 日までに提出してください。

また、住宅防音事業補助金交付申込書に記載された内容について変更（住宅の所有者の変更、世帯人員の増減等）があったときは、変更事項が確認できる書類（登記事項証明書、住民票等）を添え、その旨申し出てください。

なお、補助金の交付の申請をしないときは、文書をもって速やかにその旨申し出てください。

記

事業の内容

- 1 工 事 区 分 :
- 2 工 法 区 分 :
- 3 対 象 居 室 数 :



別記第7号様式（第9条関係）

住宅防音事業補助金交付内定通知書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

防衛局長  
東海防衛支局長

令和 年 月 日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて、下記のとおり、令和 年度住宅防音事業（空気調和機器機能復旧工事）として補助金を交付することに内定したので通知します。

つきましては、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書を令和 年 月 日までに提出してください。

また、住宅防音事業補助金交付申込書に記載された内容について変更（住宅の所有者の変更、工事希望者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）でなくなった場合等）があったとき、又は交付申込書の提出後、工事希望者が被保護者等になったときは、変更事項が確認できる書類（登記事項証明書、被保護者等であることを証する書類等）を添え、その旨申し出てください。

なお、補助金の交付の申請をしないときは、文書をもって速やかにその旨申し出てください。

記

事業の内容

- 1 対象居室数：
- 2 対象機器及び台数：

別記第8号様式（第9条関係）

住宅防音事業補助金交付内定通知書

文 書 番 号

令和 年 月 日

殿

防衛局長

東海防衛支局長

令和 年 月 日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて、下記のとおり、令和 年度住宅防音事業（防音建具機能復旧工事）として補助金を交付することに内定したので通知します。

つきましては、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書を令和 年 月 日までに提出してください。

また、住宅防音事業補助金交付申込書に記載された内容について変更（住宅の所有者の変更等）があったときは、変更事項が確認できる書類（登記事項証明書等）を添え、その旨申し出てください。

なお、補助金の交付の申請をしないときは、文書をもって速やかにその旨申し出てください。

記

事業の内容

1 対象居室数：

2 対象窓数：

別記第9号様式（第10条関係）

補助金交付申請書

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
（ 防衛支局長経由）

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書  
2 世帯人員報告書（防音工事に限る。）

注：交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいる場合は、世帯人員報告書に世帯全員が記載されている住民票等（原則として補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもの）を添付する。

別記第10号様式（第10条関係）

補助金交付申請書

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
( 防衛支局長経由)

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱により国庫債務負担行為に係る事業として補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金交付申請額： 円  
〔国庫債務負担年割額 令和 年度 円〕  
〔 令和 年度 円〕
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書  
2 世帯人員報告書（防音工事に限る。）

注：1 交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいる場合は、世帯人員報告書に世帯全員が記載されている住民票等（原則として補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもの）を添付する。  
2 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第11号様式（第10条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

工事種別	構造規格等	事業量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳			備考
			経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金	補助事業者負担金	計	
					円		円	円	円	

- 注：1 工事種別の欄には、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事の別を記入すること。  
2 経費の区分の欄には、工事費（工事費の区分の欄には、本工事費、各種工事負担金又は工事雑費を記入）又は設計監理費の別を記入すること。  
3 設計図書等を添付すること。

別記第12号様式（第10条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

工事種別	構造規格等	事業量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳					備考
			経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金		補助事業者負担金	計		
							年割額					
							令和年度	令和年度				
					円	円	円	円	円	円		

- 注：1 工事種別の欄には、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事の別を記入すること。  
 2 経費の区分の欄には、工事費（工事費の区分の欄には、本工事費、各種工事負担金又は工事雑費を記入）又は設計監理費の別を記入すること。  
 3 設計図書等を添付すること。  
 4 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

世帯人員報告書（交付申請時）

防衛局長  
東海防衛支局長 殿  
（ 防衛支局長経由）

申請者 住 所  
氏 名

住宅防音事業補助金の交付の申請に係る住宅に居住する世帯人員について、下記のとおり報告します。

記

1 防音工事を実施する住宅（申請者と居住者が異なる場合は記入）

- (1) 居住者氏名：
- (2) 建物所在地：
- (3) 建物名称・号室：

2 居住状況

- (1) 世帯人員： 名
- (2) 居住者に変更がある場合（世帯人員の数に変更がない場合を含む。）は居住者全員の氏名等を記入

居住者氏名	続柄	居住開始年月日

添付書類：

この報告書は、防音工事实施居室数の根拠となる世帯人員について確認するため、提出していただくものです。

別記第14号様式（第12条関係）

補助事業等計画変更承認申請書  
（住宅防音事業）

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
（ 防衛支局長経由）

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、住宅防音事業の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類にあっては変更前と変更後の住宅防音事業の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとする。



別記第 1 5 号様式（第 1 2 条関係）

補助事業等計画変更承認申請書  
（住宅防音事業）

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿  
（ 防衛支局長経由）

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、住宅防音事業の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類にあっては変更前と変更後の住宅防音事業の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとする。

別記第16号様式（第14条関係）

補助事業等着手報告書  
（住宅防音事業）

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
（ 防衛支局長経由）

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業  
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日：令和 年 月 日

3 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額： 円

注：2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第17号様式（第14条関係）

補助事業等着手報告書  
（住宅防音事業）

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
（ 防衛支局長経由）

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日：令和 年 月 日

3 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額： 円

注：2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第18号様式（第14条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
(住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
( 防衛支局長経由)

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業  
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)			
		円		円	%	円	

注：工事雑費に係る出来高の状況は、記載の必要がない。

別記第19号様式（第14条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
(住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
( 防衛支局長経由)

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

経費の区分及び工事費の区分	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の交付済額			備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		年割額			
						令和 年度	令和 年度		
		円		円	%	円	円	円	

- 注：1 工事雑費に係る出来高の状況は、記載の必要がない。  
2 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第20号様式（第15条関係）

補助事業等実績報告書  
(住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿  
( 防衛支局長経由)

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業  
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分及び 工事費の区分	交付決定		実 績		差引増△減額 (A) - (B) 比 較
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)	
		円		円	円

- 添付書類：1 収支精算書  
2 世帯人員報告書（防音工事の場合で、補助金交付申込書の提出前3月  
以内に転入している者がいるときに限る。）

別記第21号様式（第15条関係）

補助事業等実績報告書  
(住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
( 防衛支局長経由)

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円  
2 補助金交付決定額： 円  
〔国庫債務負担年割額 令和 年度 円〕  
〔 令和 年度 円〕  
3 収支精算：収支精算書に記載のとおり  
4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
5 事業の内容及び成果

経費の区分及び 工事費の区分	交付決定		実 績		差引増△減額 (A) - (B) 比 較
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)	
		円		円	円

- 添付書類：1 収支精算書  
2 世帯人員報告書（防音工事の場合で、補助金交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいるときに限る。）

注：国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第22号様式（第15条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助割合	国庫補助金精算額	概算払受領総額	差引国庫補助金未受領額（返還）額	備考
	円		円	円	円	



別記第23号様式（第15条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

補助金交付 決 定 額	精算事業 費 総 額	国庫補 助割合	国庫補助金精算額			概算払受 領 総 額	差引国庫補 助金未受領 (返還) 額	備 考
			年 割 額					
			令和 年度	令和 年度				
円	円		円	円	円	円		

注：国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

令和 年 月 日

世帯人員報告書（実績報告時）

防衛局長  
東海防衛支局長 殿  
（防衛支局長経由）

補助事業者等 住 所  
氏 名

住宅防音事業を実施した住宅に居住する世帯人員について、下記のとおり報告します。

記

1 防音工事を実施した住宅（補助事業者等と居住者が異なる場合は記入）

- (1) 居住者氏名：
- (2) 建物所在地：
- (3) 建物名称・号室：

2 居住状況

- (1) 世帯人員： 名
- (2) 居住者に変更がある場合（世帯人員の数に変更がない場合を含む。）は居住者全員の氏名等を記入

居住者氏名	続柄	居住開始年月日

- (3) 居住者に変更がある場合（世帯人員の数に変更がない場合を含む。）は、居住者が変更となった理由を記入

別記第25号様式（第15条関係）

補助事業等実績報告書  
(住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
( 防衛支局長経由)

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業  
の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		実績		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)			
		円		円	%	円	

添付書類：年度末収支状況調書

別記第26号様式（第15条関係）

補助事業等実績報告書  
(住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長  
( 防衛支局長経由)

補助事業者等 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円  
〔国庫債務負担年割額 令和 年度 円〕  
〔 令和 年度 円〕
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分及び工事費の区分	交付決定		実績		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の交付済額			備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		年割額			
						令和 年度	令和 年度		
		円		円	%	円	円	円	

添付書類：年度末収支状況調書

注：国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第27号様式（第15条関係）

年度未収支状況調書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

別記第28号様式（第20条関係）

空気調和機器稼働事業補助金交付申込書

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長

交付希望者 住所 (電話)  
氏名

防音工事により設置した空気調和機器を稼働させ、又は稼働し得るよう維持するため、空気調和機器稼働事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

1 申込内容

- (1) 令和 年 月分から令和 年 月分までの空気調和機器の設置に伴い増加した電気の基本料金  
(2) 令和 年 月から令和 年 月までの電力量料金

2 補助の対象期間中に生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）でなくなる予定（該当するものを○で囲む。）

なし あり (令和 年 月頃)

3 補助金の振込先

銀行等名	
本・支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義	

添付書類： 被保護者等であることを証明する書類

別記第29号様式（第21条関係）

空気調和機器稼働事業補助金交付内定通知書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

防衛局長  
東海防衛支局長

令和 年 月 日付けをもって提出のあった空気調和機器稼働事業補助金の交付の申込みについて、下記のとおり、令和 年度空気調和機器稼働事業として補助金を交付することに内定したので通知します。

つきましては、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書を令和 年 月 日までに提出してください。

また、空気調和機器稼働事業補助金交付申込書に記載された内容について変更（住所の変更、交付希望者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者でなくなった場合等）があったときは、変更事項が確認できる書類を添え、その旨申し出てください。

なお、補助金の交付の申請をしないときは、文書をもって速やかにその旨申し出てください。

記

事業の内容

- 1 空気調和機器の稼働：令和 年 月から  
令和 年 月まで
- 2 電気の基本料金の支払：令和 年 月分から  
令和 年 月分まで

別記第30号様式（第22条関係）

補助金交付申請書

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿  
( 防衛支局長経由)

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度空気調和機器稼働事業について、補助金の交付を受けたいので、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱により下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金交付申請額：
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり

添付書類：事業の内容及び経費配分書



別記第31号様式（第22条関係）

事業の内容及び経費配分書

防衛施設名：

事業の名称：空気調和機器稼働事業

経費の配分			国庫補助金	備考
経費の区分	料金の区分	事業費		
		円	円	

- 注：1 料金の区分の欄には、基本料金又は電力量料金の別を記入すること。  
2 稼働費の積算内訳を添付すること。  
3 事業の対象期間内に被保護者等でなくなるか又は住宅から転出することが予定されている場合は、その予定時期を記した書類を添付すること。

別記第32号様式（第23条関係）

補助事業等実績報告書  
(空気調和機器稼働事業)

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿  
( 防衛支局長経由)

申請者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度  
空気調和機器稼働事業を実施したので、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 円  
精算額 円  
差引残額 円

2 事業の内容及び成果

防衛施設名：

経費の区分	料金の区分	交付決定 金額(A)	実績 金額(B)	差引増△減額 (A)－(B) 比較	備考
		円	円	円	

添付書類：1 事業の対象期間内の各月の電気料金領収書又は電力会社が発行する支払証明書

2 事業の対象期間において生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者であったことを証明する書類

別記第 3 3 号様式（第 2 4 条関係）

補助金交付申請書（実績報告書）

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿  
（ 防衛支局長経由）

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度空気調和機器稼働事業について、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱により下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金交付申請額：
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の完了した日：令和 年 月 日

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書  
2 事業の対象期間内の各月の電気料金領収書又は電力会社が発行する支払証明書  
3 事業の対象期間において生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条の規定により支援給付を受けている者であったことを証明する書類

別記第34号様式（第24条関係）

事業の内容及び経費配分書

防衛施設名：

事業の名称：空気調和機器稼働事業

経費の配分			国庫補助金	備考
経費の区分	料金の区分	事業費		
		円	円	

- 注：1 料金の区分の欄には、基本料金又は電力量料金の別を記入すること。  
2 稼働費の積算内訳を添付すること。  
3 事業の対象期間内に被保護者等でなくなったか又は住宅から転出した場合は、その時期を記した書類を添付すること。

別記第35号様式（第25条関係）

空気調和機器稼働事業補助金交付決定通知書（金額確定通知書）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

防衛局長  
東海防衛支局長

令和 年 月 日付けをもって申請のあった補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定するとともに、適正化法第15条の規定によりその額を確定したので、同法第8条及び第15条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けをもって申請のあった空気調和機器稼働事業とし、事業の内容は、別添「事業の内容及び経費配分書」に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。  
事業に要する経費： 円  
補助金の額： 円
- 3 事業に要する経費の配分は、別添「事業の内容及び経費配分書」のとおりとする。
- 4 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に従わなければならない。
- 5 補助金の交付の条件は、交付規則第4条第1項各号に掲げるものとする。

添付書類：事業の内容及び経費配分書

別記第36号様式（第25条関係）

事業の内容及び経費配分書

防衛施設名：

事業の名称：空気調和機器稼働事業

経費の配分			国庫補助金	備考
経費の区分	料金の区分	事業費		
		円	円	

注：料金の区分の欄には、基本料金又は電力量料金の別を記入すること。